

函館市監査公表第12号

函館市長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年2月25日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

函 恵 地

平成 26 年 2 月 12 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 号の規定により、次のとおり通知します。

部局名	恵山支所		
監査の種類	定期監査・その他（ ）		
監査等実施時期	平成 25 年 10 月 4 日～平成 25 年 12 月 25 日	講評日	平成 26 年 1 月 7 日
指 摘 事 項 等			
(1) 全般的事項 イ 現金取扱事務について 現金取扱事務においては、現金出納簿、保管金払込書、収入原簿等の関係書類をもとに検査した結果、私用電話料の回収は、会計課長通知による「電話料の支出に伴う伝票起票等の取り扱いについて（昭和 63 年 3 月 29 日付函会）」の事務取扱いにおいて、検針日が毎月末日の場合は毎月末日に行うべきところを、4 月分を 5 月上旬、5～8 月分を 8 月中旬に回収していたほか、私用電話料の払い込みは、函館市会計規則（昭和 39 年規則第 9 号）第 9 2 条第 2 項の規定により、保管金払込書によって指定金融機関等に払い込むべきところを、納入通知書によって払い込んでいたことから、今後、函館市会計規則等に則った適切な事務の執行を図られたい。			
措 置 内 容			
○ 私用電話料の回収につきましては、このたびのご指摘後直ちに電話料検針日にあわせて毎月回収を行うよう改めたところであります。 また、私用電話料の払い込みにつきましても、直ちに保管金払込書によって指定金融機関等へ払い込むよう改めたところであります。 今後におきましても、函館市会計規則および事務取扱に則った適切な事務の徹底に努めてまいります。			